

か、うわが私の耳に、これは私ばかりでなく、他にも好ましくないうわがが入ってゐたと存じます。したがって、それでは審議内容は、審議、審査はどのような慎重に調査、審議されてきたか、議員として、議会人として気がかりであつたわけです。先般、審議、質問の中段で申し上げたことが、そしてお尋ねしたいことがまだ残つていたということです。これも請願内容中、重要なものでありうと思われる。地価の高騰を含む原価の押し上げにより販売に適当な価格構成となつた。とした請願について、質疑、意見は出なかったという回答でしたが、負担の軽減をされたいという、この請願中の主要な重要ポイントと考えられることに対し、質疑、意見の調査もなく委員会として採択決定して、果にして議会はそれでよろしいとするものか。また、末尾二行は願望であり、拘束力はないということでは、それでは末尾二行以外は、願望でも要望でもないのか、何なのか。請願とは何か。昭和二十二年制定の請願法とは何か。御承知のように、請願は議案であります。末尾のみが願望と区分しに理由は何かも伺つたわけですが、長時間にわたり質疑応答もいたさましたので、以上をもって質疑を打ち切りたいと存じますが、本件についてどのように議長は取り扱うか、議会の

対応はどのようにあるべきか、それはどのように結末をつけるかは、それは私にはわかりませんが、長い時間皆さんの御協力をいただき、発言、質問を申し述べさせていたさしました。したがって、どのように処理、決着するか、それは良識ある議会、議員各位でございます。よろしく善処されますことを期待し、私の質問を打ち切りたいと存じます。

また、長時間、御協力を賜うりましたことを、心からありがとうございます。私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

これより本案について、起立により採決いたします。
お諮りいたします。

請願第三号に対する委員会の報告は、採択と決定であります。本件は、委員会報告とあり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（末次性男君） 起立多数であります。よつて請願第三号は委員会審査報告のとおり採択と決定いたしました。

○議長末次性男君 日程第二 陳情第十三号 多摩橋下河川敷における廃材焼却に伴う大気汚染による住民の実害に関する陳情書を議題といたします。本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 指田保雄君登壇)

○厚生委員長(指田保雄君) 御指名をいただきましたので、陳情第十三号 多摩橋下河川敷における廃材焼却に伴う大気汚染による住民の実害に関する陳情書につきまして、委員会の審査報告を申し上げます。

当日、委員会審議前に現地を視察してまいりました。その後、理事者側より資料等を提出いただき、審査に入りましたので、御紹介申し上げます。等を求めましたところ、次のような意見、発言がございましたので御紹介申し上げます。なお、お手元に御配付の審査報告書とおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

現地視察をして使用面積の広さに驚いたが、このまま放置しておくことは、当然、市民の生活環境を破壊し健康を害することは目に見えているので、断固たる態度で行政措置をとることが肝要と思ひ賛成する。

実際に、煙による被害を訴えているが、被害状況についての調査数値があると思ひ、自動車との関係があると言ひ、その点あいまいなので詳しく説明されたい。使用中、燃焼の結果発生する有害物質を慢性的に吸収することにより、各種の病気が生まれることも推測できるとあるが、実態として気管支炎を患っている方もいるようですので、その辺について答弁願ひたい。

五十四、五十五年と調査を行った以降は調査をされてないようですが、人間の体に關するものであり、福生病という公害認定を受けても困るので、毎年行っている各種の公害調査に準じて、本件の關係についても調査をされるよう要望する。都内から福生に来て喘息になった人もいますし、黒煙を見ただけで害があると感ずる。そこで自動車公害とは分けた形の調査をされたい。

また、現在継続している燃焼行為について、中止命令以上の強い措置をとれないのか。停止命令を出しても停止しないのであるから、一歩進んで、これは対策協議

会の中で法廷闘争に持ち込まなければ、この問題は解決しないと思う。法廷闘争への準備委づくりにつき対策協議会の中でのどのような者、詰めを始めたのか。

今後、野焼きをさせないと言ってもためなので、不法占拠者に対する撤去につき、建設省が法的にどう対応策を立てていくかという事です。また、建設省の役人は二年でかわってしまうので、私の任期中にはこの問題はやりたくない」と明言している。したがって、本問題を解決するには、一番被害を受けている福生市が主導権を握っていないと解決しないと思うが、その点の気構えがあるか。

五年に、多摩川上流河川敷不法占拠対策協議会ができていながら撤去できな、とは考えられないと思う。そこで環境庁政務次官の役職についている地元代議士もいるので、政治的に動いていなければ早期に解決すると思いがどうか。

このままの状況でいくとますます悪くなる。やはり裁判に持ち込まなければならぬと思う。建設省でも不法占拠なので告訴はできると思う。それから少しも進展しないのは不思議である。実際に喘息にかかる被害者が出ているのである。従来の繰り返してではなく、方法を考え直してやってみよう。

不法占拠をしている者に対し、東京都が産業廃棄物の許可を取るよう指

導した結果、五十五年十月に取ったというところが不可解である。

この解決には、建設省が秋川と言ってもどうしようもない。何かいいかと言えど、秋川と福生が一つになって、あるいは議会側の代表もお伴して代議士に直訴する

と。それでもためなら裁判に持っていくと、原環境庁方官も石川代議士も当市に關係の深い人々である。いつまでも同じで解決できないので、こ

れは早急に直訴しなければだめだと思うので、早急に努力をしていなければならぬと思う。——等々の意見、質問等でもございました。

これらに対しまして、理事者側より、厳しい状況下にあるので簡単にはいかないと、秋川市、建設省等とよく協議して解決に努力したい。政治的という件については、環境庁政務次官にも野焼きのことを含め、多摩川の汚染について話し、また都知事にも現地を見ていただくよう話している。特に野焼きについては、早速、秋川市、建設省とも連絡をし、できるだけ早い時期に協議会を開いて対応するよう進めている——等々の答弁でもございました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく採択すべきものと決定した次第でございます。

以上、委員会報告より御採択くださいますようお願い申し上げます。委員
会報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第十三号に対する委員会の報告は、採択と決定であります。本件
は、委員会報告より決すること、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって陳情第十三号は、委員会
審査報告のとおり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三 議案第五十五号 第九次道路整備五年計画
の策定に関する決議を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設委員長 高水惣八君登壇）

○建設委員長（高水惣八君）

ただいま御指名がございましたので、本決議案に対する
提案理由の説明をさせていただきます。

現在、わが国は車社会とも言われております。車の持つ機動性ゆえに、貨物、
人員輸送においては、鉄道の輸送力をしのぐ発達を遂げております。ちなみに例
を申し上げますと、昭和三十年代においては、鉄道輸送八十二に対して、車両輸送は
十四でしたが、昭和五十四年度に至っては、鉄道輸送四十に対して、車両輸送は五十五
という比率を示しております。そして今日、道路の通っている箇所、全国津々浦々
まで車両輸送が行われております。日本の経済、産業発展に重要な働きを
しております。それに伴い、各都市を結ぶ道路網の整備の必要性は高まり、
道路整備の促進にかんしては、その都市の発展が左右され得る状況になってお
ります。

そこで、当市を取り巻く状況を見ますと、年々、都市化が進んでおりますが
それに道路整備が追いつかず、都市間を結ぶ幹線道路等においても朝夕の

混雑は相当なものがあり、また、歩道の区分等の整備が十分でないのに悲しむべき交通事故も多々発生している状況にあり、道路整備が強く望まれているとあります。

しかるに政府においては、二十八兆五千億円に上る第八次道路整備五年計画も、財政再建を先行するゆえに完全達成されないうちに終了する見通しであるとのことですが、これはまことにゆゆしきことであると思います。そのようないふことから第九次道路整備五年計画にあたっては、政府は財源を確保に充當して、大幅な事業枠の拡大を図り、せいとも日本経済を支え、われわれ地域住民の生活をよりよくする基盤としての道路整備を推進されるより望むものであります。

ここに決議を提出する次第であります。何とぞ、本趣旨を御理解賜りまして本決議に御賛同くださるようお願い申し上げます。

議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十五号は原案のとおり可決いたしました。

議長（末次性男君） 日程第四 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議長（末次性男君） 市長 田村匡雄君登壇。

第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について、提案の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦にあたりましては、人権擁護委員法の定めにより

して、議会側の御意見を拝聴しましてから、法務大臣に推薦をしなければならぬことになっております。

当市における人権擁護委員といたしましては三名おられるわけでございますが、このたび榎本令秀氏が、本年十月三十一日をもって三年の任期が満了するわけでございますが、榎本氏は履歴書にもございますとおり、議員の皆様方、すでに御存じのとおりの方でございますして、人権擁護委員といたしまして三期お勤めをなさっておられるわけでございますが、人格、識見ともにすぐれた方でございますして、年齢的にもまだお若く、今後も委員といたしまして御活躍をいたさなければならぬ方であると存じまして、ぜひとも再推薦いたしたく本案を御提案申し上げた次第でございます。

議会側の御答申をいたさずにはならぬ、早速、法務大臣にその旨、御推薦申し上げたいと思っております。よろしく御審議を賜り、御答申をいたさずには申しあげたく存じます。簡単ですが提案理由の説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
、これより、本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

諮問第一号については、諮問とおり異議ない旨、答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、諮問第一号は、諮問とおり異議ない旨、答申することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第五 諮問第二号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 御指名をいたさずにはならぬので、諮問第二号につきまして御説明申し上げます。

前案の諮問第一号と同様、この日宇佐美民時氏が来る十月三十一日をもって三年の任期が満了するわけでありますが、議員の皆様方には御存じのとおり、宇佐美氏は議員という奉職も御経験され、また人権擁護委員といたしまして一期お勤めをいたしておるわけでございますが、社会的信望も非常に厚く健康にも大変恵まれた方でありまして、本件につきましても、ぜひとも再推薦いたしたく本案を御提案申し上げに次第でございます。

前案と同様、御答申をいたさましたならば、早速、法務大臣にこの日、御推薦申し上げたいと存じます。よろしく御審議を賜り、御答申をいたさずよりお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

諮問第二号については、諮問とおり異議なし、答申することにより御異議あり

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、諮問第二号は、諮問とおり異議なし、答申することにより決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第六閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務委員長から、目下、同委員会において審議中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第七 特定事件の継続調査についてを議題といたします。
委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求があ
りました。

本件はお手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしたいと思ひます
が、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて本件特定事件は、閉会中の
継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 以上をもつて本日(昭和五十七年)の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもつて昭和五十七年第二回福生市議会定例会を閉会いたします。
午前十時三十二分 閉議・閉会

会議録署名議員

福生市議会議長 末次性男

議員 東 春 浪

議員 村 尾 孝 次

議員 森 田 治 男

議案の一部変更について

昭和五十七年第二回福生市議会定例会に提出した「第九次道路整備五カ年計画の策定に関する決議」について、会期延長に伴い決議文中の一部を次のとおり変更する必要を生じましたので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第五十五号 第九次道路整備五カ年計画の策定に関する決議

変更箇所	変更前	変更後
第九次道路整備五カ年計画の策定に関する決議文中	昭和五十七年六月二十三日	昭和五十七年六月三十日

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第三十七号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和五十七年六月十一日 (第二回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十七年六月十五日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十七年六月十五日

総務委員会

委員長 石川 慶一郎

福生市議会議長 末次 性男 殿